

仕 様 書

| | |
|-----------|--|
| 1 車 種 | 普通自動車（乗用） |
| 2 形 状 | SUVタイプ 又は ステーションワゴンタイプ（5ドア） |
| 3 規 格 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気自動車であること。 (2) 駆動用バッテリー：リチウムイオン電池 (3) バッテリー総電力量：60kWh 以上 (4) 一充電走行距離：450 km以上（WLTC モード） (5) 駆動方式：前輪駆動又は電気式四輪駆動 (6) トランスミッション：オートマチック (7) 配 色：ホワイト系又はシルバー系 (8) 車体寸法：全長 4,480 mm以上 全幅 1,790 mm以上 全高 1,565 mm以上 (9) 乗車定員：5人 (10) シ ー ト：2列 (11) 寒冷地仕様であること。 |
| 4 年式指定 | 令和5年以降（新規登録） |
| 5 装備・付属品等 | <ul style="list-style-type: none"> (1) エアコン (2) エアバック（運転席・助手席） (3) AM・FMラジオ (4) ドライブレコーダー（前方・後方2カメラタイプ、200万画素以上、記憶媒体32GB以上） (5) カーナビゲーションシステム (6) 後退時車両直後確認装置（バックカメラ等） (7) サイドバイザー 一式 (8) ゴム製フロアマット 一式（全席） ※フロアカーペットとラバーマットが着脱可能なものも含む。 (9) スノーブレード 一式 (10) スタッドレスタイヤ 4本（ホイール付） ※タイヤは日本製であること。 (11) タイヤパンク応急修理キット・標準工具一式 (12) 充電ケーブル（AC200V用） ※ケーブルの長さは別途協議すること。 |
| 6 借受期間 | 令和5年10月2日～令和10年9月30日（60カ月） |
| 7 納入期限 | 令和5年10月2日 |
| 8 借受台数 | 1台 |
| 9 年走行距離 | 約6,000 km ※この距離を超過した場合であっても、追加費用は発生しないものとする。 |
| 10 引渡場所 | 次の施設の敷地内駐車場又は車庫 ・札幌市下水道河川局庁舎（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号） |
| 11 検査場所 | 上記「10 引渡場所」と同じ |
| 12 保管場所 | 札幌市下水道河川局庁舎地下車庫内（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号） |

| | |
|------------|--|
| 13 保険加入 | <p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限：無制限 ・対人保険：無制限 ・対物保険：無制限（免責額なし） ・搭乗者保険又は人身傷害保険：1名につき 2,000万円以上 ・車両保険：時価（免責額なし） ・札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。 <p>(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。</p> |
| 14 メンテナンス等 | <p>(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、12カ月法定点検を含む。）及び車検に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。</p> <p>(2) 定期点検、車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。なお、これらの作業に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修理及び修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) カーナビゲーションシステムは、借受期間中に1回以上更新すること。</p> <p>(5) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは3シーズン経過後に新品のタイヤを手配すること。また、タイヤ交換に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。</p> <p>(6) タイヤの履き替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。</p> <p>(7) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。</p> |
| 15 費用負担 | <p>(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、電気料金、ウィンドウウォッシャー液及びパンク修理費は札幌市の負担とし、そのほかに要する一切の経費は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 車両引渡時の充電量は、札幌市及び受注者双方とも100%とする。</p> <p>(3) 経費について疑義が生じた場合は、札幌市と協議するものとする。</p> |
| 16 その他 | <p>(1) 仕様書等に記載のない事項は、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。</p> <p>(2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車については、上記に示した規格・装備・付属品等の要件を満たさない車も認める場合がある。）</p> <p>(3) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。</p> <p>(4) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、受注者と札幌市は協議できることとする。</p> |
| 17 担当課 | <p>札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課 （札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 下水道河川局庁舎3階）</p> |